

平成 27 年 10 月 30 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 渡邊 昌一郎

鎌議第 1534 号答弁書に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

質問の意図が全く理解されていない的外れな答弁書について。

再答弁を求める。

（鎌議第 1534 号の答弁書）

2 質問の要旨

以下について再度質問いたします

質問の内容についてきちっと的確に回答されたい。真面目に答えてください。

- 「どのようなきっかけで」「誰からの紹介で」とお伺いしています。
- 「どのような基準で」とお伺いしています。「市政に明るい」という文言が基準に当てはまるのか？
- 「経歴」とは現在の職業だけをお伺いしているではありません。
「経歴」の意味を良く理解してください。
- 「考査委員」という極めて中立性と常識を求められる委員ですので、政治的関わりや思想信条の事前調査が必要であることは絶対条件です。
そのような考えはありませんか？
今回の遅刻常習犯の戒告処分は世間の常識から外れた「お手盛り」という認識を各委員は持ちえないのか？（各委員からの回答を願います）
- 当該答弁書は全くの的外れの回答でありこのレベルの仕事を日々しているのですか。

3 答弁を求める者

鎌倉市長（職員考査委員長：伊東研祐氏・他委員）

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 11 月 11 日まで） ・ 無

（理由：

）